

令和4年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	19	府省庁名	国土交通省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 <u>固定資産税</u> 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	除害施設に係る課税標準の特例措置の延長		
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>下水道法第12条第1項又は第12条の11第1項に規定する公共下水道を使用する者が設置した除害施設のうち、地方税法施行規則附則第6条第18項で定めるもの。</p> <p>下水道法第12条第1項の制度・・・下水道の施設を保護するため、施設の機能を妨げ、又は施設を損傷するおそれのある下水を排除して公共下水道を使用する者に対し、除害施設を設けるよう条例で定めることができる制度</p> <p>下水道法第12条の11第1項の制度・・・一定の水質基準に適合しない下水を継続して排除して公共下水道を使用する者に対し、除害施設を設けるよう条例で定めることができる制度</p> <p>・ 特例措置の内容</p> <p>固定資産税の課税標準を3/4を参酌して2/3以上5/6以下の範囲内において市町村の条例で定める割合に軽減する現行の特例措置を2年間（令和4年4月1日～令和6年3月31日）延長する。</p>		
関係条文	<p>地方税法附則第15条第2項第5号</p> <p>地方税法施行令附則第11条第5項</p> <p>地方税法施行規則附則第6条第18項</p> <p>下水道法第12条、第12条の11</p>		
減収見込額	<p>[初年度] ー (▲156) [平年度] ー (▲380)</p> <p>[改正増減収額] ー (単位：百万円)</p>		
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>除害施設は、民間事業場等から発生する下水から有害物質等を除去し、下水道に流入する汚濁負荷を軽減することにより、①下水道施設の機能確保、②公共用水域の水質保全及び③下水汚泥の再生利用の促進を図るために設けられるものであり、こうした除害施設の整備を促進することが本措置の政策目的である。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>下水道施設の腐食や管路の閉塞をもたらす有害物質等を含む下水は、予期しない下水道施設の損傷による下水道の維持管理・更新コストの増大や道路陥没等の災害の発生をもたらすおそれがある。そのため、商業施設や飲食店等の民間事業場等からの有害物質等を含む下水の下水道施設への流入量を抑制する必要があることから、本措置により除害施設の整備を促進する必要がある。</p>		
本要望に対応する縮減案	ー		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p><国土強靱化基本計画（平成30年12月14日閣議決定）> （別紙3）施策分野ごとの脆弱性評価結果</p> <p>2. 横断的分野</p> <p>D) 老朽化対策</p> <p>○ 我が国の国民生活や社会経済活動は、道路・鉄道・港湾・空港などの産業基盤や上下水道・公園、学校などの生活基盤、農業水利施設・漁港などの食料生産・供給基盤、治山治水・海岸堤防などといった国土保全のための基盤、その他の国土、都市や農山漁村を形成するインフラによって支えられているが、インフラの老朽化の割合が加速度的に増加する等、高度成長期以降に集中的に整備されたインフラが今後一斉に老朽化することが課題となっている。このため、中長期的なトータルコストの縮減・平準化を図りつつ、新技術の開発・普及も進めながら、計画的にインフラの維持管理・更新を行う必要がある。</p> <p><社会資本整備重点計画（令和3年5月28日閣議決定）> 第3章 計画期間における重点目標、事業の概要 第2節 個別の重点目標及び事業の概要について 政策パッケージ6-1：グリーン社会の実現</p> <p>○重点施策（健全な水循環の維持又は回復、生態系の保全・再生） ・汚濁の著しい河川・湖沼や東京湾、大阪湾、伊勢湾等の閉鎖性海域における水質の改善を推進</p> <p><バイオマス活用推進基本計画（平成28年9月16日閣議決定）> 第2 バイオマスの活用の推進に関し、国が達成すべき目標 3. 2025年（令和7年）における目標 （1）バイオマスの利用拡大 ②下水汚泥 下水汚泥については、東日本大震災の影響で低下した利用率が回復基調であり、建設資材や肥料等を中心に約63%が再生利用されている。平成27年（2015年）5月に下水道法が一部改正（平成27年法律第22号）され、発生汚泥の燃料・肥料としての再生利用に係る努力義務が追加されたことを受け、地域の実情に応じてメタン発酵ガス・下水汚泥固形燃料等によるエネルギー利用等も促進していくことにより、2025年（令和7年）に約85%が利用されることを目指す。</p>
	政策の達成目標	<p>①下水道施設の機能確保、②公共用水域の水質保全及び③下水汚泥の再生利用の促進を図るため、除害施設の設置が必要な民間事業場等（※）に100%除害施設が設置されることを目標とする。</p> <p>※ 「除害施設の設置が必要な民間事業場等」とは、公共下水道を使用していることについて公共下水道使用開始届出により地方公共団体が把握している民間事業場等のうち、下水道施設を損傷するおそれのある下水を排除して公共下水道を使用する等の観点から、除害施設の設置が求められる民間事業場等のことをいう。以下同じ。</p>
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	2年間（令和4年4月1日～令和6年3月31日）
	同上の期間中の達成目標	政策の達成目標に同じ。
政策目標の達成状況	○除害施設の設置が必要な民間事業場等の数に対する除害施設設置事業場数の比率 97.75% → 97.83%（平成30年度末→令和2年度末）	

有効性	要望の措置の適用見込み	令和4～5年度に新たに設置される除害施設設置件数は毎年約2,100台（平成28年度～令和2年度までの平均値）を見込んでいる。国としては、令和8年度末までの汚水処理の概成に向けた下水道の整備を目指しており、それまでは下水道処理区域が拡大し続けると見込まれ、それに伴い除害施設の設置が必要な民間事業場等は一定数発生すると考えられる。
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	平成30年度末の除害施設設置率は97.75%であったところ、本特例措置を延長してきたことにより、令和2年度末には同値が97.83%まで上昇した。 令和8年度末までの汚水処理の概成に向けた下水道の整備に伴い、下水道処理区域が拡大し続けると見込まれるところ、当該拡大に伴い除害施設の設置が求められる民間事業場等に係る除害施設の設置を促進するという観点から、本措置の効果は高いと考えられる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	令和8年度末までの汚水処理の概成に向けた下水道の整備に伴い、下水道処理区域が拡大し続けると見込まれるところ、本措置により、当該拡大に伴い除害施設の設置が求められる民間事業場等に係る除害施設の設置を促進することで、除害施設の設置が必要な民間事業場等に100%除害施設が設置されることを実現する必要がある。 また、除害施設の公害防止設備投資は非収益投資である一方で、外部経済性を有するものであることから、公害防止の取組をより加速するインセンティブが必要となるため、税制上の特例措置によることが妥当である。
税負担軽減措置等の適用実績	<p><過去5年間の本特例措置の適用実績></p> <p>平成28年度：2,376台 平成29年度：2,140台 平成30年度：2,112台 令和元年度：1,908台 令和2年度：1,968台</p>	
地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	<p>公共の危害防止のために設置された施設又は設備に係る課税標準の特例措置</p> <p>①適用総額の種類 課税標準（固定資産の価格）</p> <p>②適用総額（千円） 427,916,296 の内数（平成29年度） 409,730,041 の内数（平成30年度） 401,789,160 の内数（令和元年度）</p>	
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	<p>平成30年度末の除害施設設置率は97.75%であったところ、本特例措置を延長してきたことにより、令和2年度末には同値が97.83%まで上昇した。 令和8年度末までの汚水処理の概成に向けた下水道の整備に伴い、下水道処理区域が拡大し続けると見込まれるところ、当該拡大に伴い除害施設の設置が求められる民間事業場等に対し、本措置による当該設置の促進の効果は高いと考えられる。</p>	

<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>必要な民間事業場等に100%除害施設が設置されることによって①公共用水域の水質保全、②下水道施設の機能保全及び③下水汚泥の再生利用が図られることを目標とする。</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>○除害施設の設置が必要な民間事業場等の数に対する除害施設設置事業場数の比率 97.75% → 97.83% (平成30年度末→令和2年度末) (未達成理由) 下水道区域の拡大、下水道普及率の上昇等に伴い、新たに除害施設の設置が必要となる民間事業場等数及び範囲が拡大したこと等。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>創設 昭和51年度 (非課税) 延長 昭和54、57、59、61、63、平成2、4、6、8 (非課税措置の廃止)、10、11 (除害施設の課税標準を6分の1から3分の2へ縮減)、12、14、16、18、20、22 (除害施設の課税標準を3分の2から4分の3へ縮減)、24 (地域決定型地方税制特例措置 (わがまち特例) の導入)、27年度、30年度 (バーク処理装置を対象施設から削除)、令和2 (濃縮又は燃焼装置、蒸発洗浄又は冷却装置、脱有機酸装置、脱フェノール装置、脱アンモニア装置を対象施設から削除)</p>